

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 3 条 - 第 17 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 18 条 - 第 21 条）

第 4 章 市民参加（第 22 条 - 第 24 条）

第 5 章 議員定数及び議員報酬（第 25 条）

第 6 章 補則（第 26 条）

附則

地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。

私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。

ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

- ・ 条例制定の理由付けや、二元代表制の意義を明確にし、より市民に開かれた議会の実現のため、自由討議や意見交換会等を重視することを、述べています。
- ・ 浜田らしい基本条例の特徴をこの前文で表しています。
- ・ 浜田市議会は議会改革を掲げ絶えず行動します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及

び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

- ・ 条例の目的を述べています。
- ・ 議会の役割・議会活動・議員活動の原則

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。

- ・ この議会基本条例は形式的意味において、最高規範ではありません。条例間では、他の条例に優越するような条例は存在しません。しかし、実質的意味においては議会における最高規範であり、議会関係条例あるいは規則の解釈運用については、他の条例に特別の規定が無い限り、基本条例の趣旨、目的に沿うようであればならないことを述べています。

## 第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。
- 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。
- 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

- ・ 議会は、市民に開かれた機関であって、市民を代表し意思決定を行うところで、自由な話し合いの場です。
- ・ ここで議会活動への参加意識というのは議会の傍聴、議会報告会等への参加などを指します。

・ 議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念、母性健康管理の観点等に基づき、障がいのある議員の自己決定を尊重するとともに議会活動を保障することを定めています。

（議会改革の推進）

第 4 条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。

（危機管理）

第 5 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

・ 議会のスピード感のある対応として危機管理について述べています。  
・ 大規模な災害（風水害やその他災害）時には、勿論執行部と連携するほか、議会独自で議長を中心に会議（仮称・浜田市議会災害対策本部）を設置できることとしています。  
・ なお、構成員は（正副議長・議会運営委員会と各常任委員会の正副委員長）としています。

（会派）

第 6 条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映される

よう配慮するものとする。

- ・ 議員が議会で活動を行うにあたり、同様な考えを持った者同士がグループ（会派）を組むことができるとしています。

（議員と市長等との関係）

第 7 条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。

- (1) 一般質問（会派代表質問を除く。）は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長の要請により本会議（浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）に規定する会議をいう。以下同じ。）及び委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。）に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長長の許可を得て、これに反問し、又は反論することができる。

- ・ 市長等の等は、教育長など行政委員会の長を想定しています。

- ・ わかりやすい、議員と市長との議論に心掛けます。

- ・ 【一問一答方式】

**議員の質問の趣旨を明確にし、論点を深め市民の皆さんにもよりわかりやすい質疑応答の方法です。**

- ・ 【反問権】

市長は議員に対し、疑問な点、質問の内容など再確認するなど反問する権利を認め、引き続き、緊張関係のある話し合いに努めます。

またこれにより、議員の資質の向上にも繋がります。

- ・ 【反論権】

議会と市長等是对等であり、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、よりよい市政に向かって議会運営に努めます。

（議会審議における論点整理）

第 8 条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明

らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

・市長が提案する重要な政策とは 浜田市政策企画会議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの。また、その他特に重要と判断されるものとします。

(予算及び決算における説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(平 27 条例 5・追加)

・市民参加を推進する議会として、請願、陳情などの取り扱いについて、採択した請願及び陳情への対応として、市長等において措置の必要があると認めるときはその趣旨を実現するよう求めること、また当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めることを新たに規定するものです。

(自由討議による合意形成等)

第 11 条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(平 27 条例 5・旧第 10 条繰下)

・ 議会は討論の場であるとの原則にたち、議会運営、議案の審査においては、議員同士の話し合い【議員相互間の自由討議】をもっと積極的に行い、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。

① (本会議の自由討議) (事前に議運に申し入れするか又は直接動議として議長に)

(委員会付託→委員会審査) →本会議 委員長報告→報告に対して質疑→自由討議→討論→採決

② (委員会の自由討議) 委員会 審査・質疑→自由討議→討論→採決

(政策討論会)

第 12 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 11 条繰下)

・ 政策討論会の運営や重要施策については、その時の議会運営委員会で協議・決定するものとします。

(委員会の活動)

第 13 条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 12 条繰下)

- ・ 議会は議題につき、より詳細な審査を目的に分野別に委員会審査を行います。この委員会の会議原則を述べています。
- ・ 委員会視察について、特にその性質、公正性に鑑み、視察後の活用【執行部との協議などを通し条例化へ繋げること等】について定めるものです。

(調査会の活用)

第 14 条 議会は、調査会（浜田市議会会議規則第 100 条第 1 項の協議等の場をいう。）を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。

(平 27 条例 5・旧第 13 条繰下・一部改正)

- ・ 議会の閉会中でも積極的に会議を行い、市政の執行等について執行部と議論を行います。

(議会広報の充実)

第 15 条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 14 条繰下)

- ・ 浜田市議会では特に議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただくよう広報の充実に努めることを、明確に規定しています。

(議会図書室)

第 16 条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 15 条繰下)

(議会事務局の体制整備)

第 17 条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長等と協議するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 16 条繰下)

- ・ 議会事務局は、議員の政策立案等を補助する組織で、議会としてその充実に努めることを定めています。また、議会事務局職員の任命権者である議長に対し、職員の配置に関してあらかじめ市長と協議することを明確に定めています。

### 第 3 章 議員の活動原則

#### (議員の活動原則)

第 18 条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。
- 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。
- 4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

(平 27 条例 5・旧第 16 条繰下)

- ・ 市民の代表である、議員としての役割、心構えを述べています。
- ・ また市民の皆さんの意見を充分把握し、議会活動を通じ、積極的に討論を行う場【政策討論会】を開催し、議員自らさらに政策、条例、意見など提案するよう努めることを定めています。
- ・ 政策討論会の運営については、その時の議会運営委員会で協議・決定するものとします。

#### (政務活動)

第 19 条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。

- 3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。
- 4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

(平 24 条例 39・一部改正、平 27 条例 5・旧第 18 条繰下・一部改正)

- ・政務活動費の透明性を第一に浜田市議会は掲げ、全ての領収書を公開します。
- ・政務活動費の使い道は市民の皆さんに説明責任を果たすことを明確にしています。

#### (議員研修)

第 20 条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用にも努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 19 条繰下)

- ・地方自治体への権限委譲などすみ、市民の皆さんの代表者として議員の政策立案など能力の向上が求められています。幅広い意見や知識を得ることを、定めています。
- ・また地域の優位性、特徴を活かし、大学等との意見交換会を行います。

#### (政治倫理)

第 21 条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）を遵守するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 20 条繰下)

#### 第 4 章 市民参加

##### (市民と議会との関係)

第 22 条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめ

めその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。

3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。

4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

(平 24 条例 39・一部改正、平 27 条例 5・旧第 21 条繰下)

- ・ 議会は市民の皆さんに情報提供を積極的に行う意味において、今後も原則会議等を公開とします。また、市民の皆さんのいろいろな意見を参考にします。
- ・ 本会議及び委員会等の会議の公開方法として、インターネット録画中継も実施を努力義務とし、議会の見える化を目指します。
- ・ 議会は、高齢者や障がい者が会議等を円滑に傍聴できるよう環境整備に努めることを定めています。

【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です。

【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です。

(重要案件の意見交換会)

第 23 条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。

2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。

(平 27 条例 5・旧第 22 条繰下)

- ・ 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。
- ・ 皆さんから依頼されたときの重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。
- ・ 重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。

(議会報告会)

第 24 条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 23 条繰下)

- ・市民の参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。
- ・市民から依頼された時は、年間で決めている報告会の参加をお願いすることとします。なお、依頼された意見交換会については、第 23 条で規定しています。
- ・報告会の概要については別に定めます。

## 第 5 章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第 25 条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。

2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項又は第 112 条第 1 項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 24 条繰下)

- ・私たち議員の定数や報酬を改正する手続きについて規定しています。但し、議員自ら提案する場合であって、市民の皆さんが納得できる公正性・透明性など十分に考慮するものとしています。そして、改正案の提出に当たっては、明確な改正の理由がないといけないとしています。

第 26 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背

景を詳しく説明するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 25 条繰下)

・この条例については、少なくとも一般選挙が行われる 4 年に 1 度は検討し、必要な場合は見直しを行うことを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平 27 条例 5・旧第 23 条繰下)

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 39 号)

この条例中第 18 条の改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書に規定する規定(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。)の施行の日のいずれか遅い日から、第 21 条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する

附 則(平成 30 年 9 月 28 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する